

厚生労働省 保健局（2025年12月12日公表）

「協会けんぽにおける予防・健康づくりの取組等」についての参考資料が公表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001610192.pdf>

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、主に中小企業で勤務する労働者及びその家族の予防・健康づくりへの積極的な取組を一層強化する観点から、令和8年度からの健診体系の大幅な見直しを行いました。それに関する参考資料が、厚生労働省保健局より公表されました。

見直しの概要（令和8年度～）

- ◆人間ドックに対する補助の実施
 - ・35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施する。
 - ・実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本総合健診医学会等が実施する第三者認証を取得しているほか、特定保健指導の実施体制（健診当日の初回面接実施）を有すること等を条件とする。
- ◆若年層を対象とした健診の実施（胃・大腸がん検診を除く）
 - ・20歳、25歳、30歳の被保険者も生活習慣病予防健診の対象とする。
- ◆生活習慣病予防健診の項目等の見直し
 - ・40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- ◆節目健診の導入
 - ・一般健診と付加健診の項目を統合した節目健診を、40歳から5歳刻みで実施する。

引用：地域医療振興協会「健診センター長会（2025年12月10日開催）」資料より

詳細については、下記をご参照ください。

健診体系の見直しについて_全国健康保険協会

[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/siryou4_kennsinntaikeinominaosinituite\(R7.3\).pdf](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/siryou4_kennsinntaikeinominaosinituite(R7.3).pdf)